



発行 東京都

目次

告示

○特定計量器定期検査の実施 (四件) ……

○身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等 ……

(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課) ……

告示

●東京都告示第六百二十六号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月五日

東京都計量検定所長 荒木 誠

一 検査地域 三宅村

二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもり

を含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。  
三 検査期日 平成三十一年五月十三日から同月十七日まで  
四 検査場所 (一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。  
(二) のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第六百二十七号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月五日

東京都計量検定所長 荒木 誠

一 検査地域 御蔵島村、八丈町及び青ヶ島村

二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業

所の検査対象物を除く。  
三 検査期日 平成三十一年五月十三日から同月十七日まで  
四 検査場所 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所  
五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第六百二十八号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月五日

東京都計量検定所長 荒木 誠

一 検査地域 日野市

二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成三十一年五月十三日から同年六月四日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会  
 検査機関  
 の名称

●東京都告示第六百二十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月五日

東京都計量検定所長 荒木 誠

一 検査地域 八丈町

二 検査対象 非自動ばかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日 平成三十一年五月十三日から同月十七日まで

四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会  
 検査機関  
 の名称

●東京都告示第六百三十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定に基づき身体に障害のある者の診断を担当する医師として指定した者について、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十九年東京都規則第四百十八号。以下「規則」という。)第七条第一項及び第八条の規定に基づき、次のとおり指定内容の変更、辞退及び死亡の届出があつたので、規則第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年四月五日

東京都知事 小池 百合子

第1 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で変更の届出があった医師

診療に従事する医療機関の変更

1 視覚障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
敷島 敬悟	眼科	平成17年7月1日	東京慈恵会医科大学附属病院 東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	港区西新橋3-19-18 葛飾区青戸6-41-2	東京慈恵会医科大学附属青戸病院	葛飾区青戸6-41-2
関根 裕美	眼科	平成30年4月1日	医療法人財団明理会明理会中央総合病院	北区東十条3-2-11	国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山1-21-1
上田 至亮	眼科	平成30年10月1日	医療法人財団菟窪病院 うえだ眼科クリニック	杉並区今川3-1-24 杉並区下井草3-41-1 パロ下井草2階	社会医療法人財団大和会武蔵村山病院 医療法人財団菟窪病院	武蔵村山市榎1-1-5 杉並区今川3-1-24
地場 奈実	眼科	平成31年2月1日	アイリス眼科	世田谷区成城6-16-9 リズリ成城1階	東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10

2 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害及びそしやく機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
光吉 亮人	耳鼻咽喉科	平成31年1月1日	同愛記念病院 東京慈恵会医科大学附属病院	墨田区横網2-1-11 港区西新橋3-19-18	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18

3 肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
宮澤 寛	整形外科	平成30年12月16日	清泉クリニック整形外科 清泉クリニック整形外科	品川区東五反田2-3-5 五反田中央ビル2階 杉並区荻窪5-28-13 荻窪駅前ビル3階	浜田山病院	杉並区浜田山4-1-8
服部 宏行	整形外科	平成31年2月1日	はっとり整形外科リウマチ科クリニック	杉並区井草5-6-3	独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センター	大田区南蒲田2-19-2
大木 孝裕	リハビリテーション科	平成30年12月1日	東京大学医学部附属病院	文京区本郷7-3-1	東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22
阿部 俊昭	脳神経外科	平成30年12月1日	東京慈恵会医科大学附属病院 医療法人鉄蕉会亀田京橋クリニック 医療法人社団修世会木場病院	港区西新橋3-19-18 中央区京橋3-1-1 東京スクエアガーデン4階及び6階 江東区木場5-8-7	東京慈恵会医科大学附属病院 医療法人社団修世会木場病院	港区西新橋3-19-18 江東区木場5-8-7
村上 秀友	神経内科	平成30年10月1日	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	昭和大学病院附属東病院 昭和大学病院	品川区西中延2-14-19 品川区旗の台1-5-8
荒木 聡	小児科	平成26年4月1日	東京医科歯科大学医学部附属病院 公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院 公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	文京区湯島1-5-45 練馬区光が丘2-11-1 北区赤羽台4-17-56	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
高橋 央	リウマチ膠原病科	平成30年10月31日	東京都立墨東病院 アットホーム表参道クリニック	墨田区江東橋4-23-15 港区北青山3-5-6 青朋ビル別館1階	東京都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15

4 呼吸器機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
山田 浩一	呼吸器科	平成30年12月31日	山田内科医院	大田区上池台1-40-3	日本医科大学呼吸ケアクリニック	千代田区九段南4-7-15 JPR市ヶ谷ビル8階

5 担当科目 心臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
野田 一臣	内科・循環器内科	平成28年7月1日	医療法人社団一雅会野田医院	西東京市向台町3-6-10	東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町4-11-1

6 ぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
佐々木 慎	大腸肛門外科	平成31年1月1日	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22	日本赤十字社東京都支部大森赤十字病院	大田区中央4-30-1

7 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
藤井 達也	感染症内科(一般内科)	平成31年2月1日	国家公務員共済組合連合会三宿病院	目黒区上目黒5-33-12	自衛隊中央病院 河北総合病院分院 河北総合病院	世田谷区池尻1-2-24 杉並区阿佐谷北1-6-20 樺ビルディングC館 杉並区阿佐谷北1-7-3

8 肢体不自由及び呼吸器機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
櫻井 裕子	小児科	平成31年1月7日	昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲5-1-38	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22

9 平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
御子神 由紀子	リハビリテーション科	平成30年12月6日	公益財団法人東京都保健医療公社大久保病院 あけぼの診療所	新宿区歌舞伎町2-44-1 新宿区片町2-3 菱和ビル4階	公益財団法人東京都保健医療公社大久保病院	新宿区歌舞伎町2-44-1

診療に従事する医師の氏名の変更及び医療機関の変更

1 視覚障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	医療機関所在地	変更前	医療機関所在地
三間 桃子	眼科	平成31年1月7日	三間 桃子	みま眼科 港区新橋2-12-1 ランディック第3新橋ビル2階B号室	岸田 桃子	町田市民病院 町田市旭町2-15-41

第2 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で辞退する医師

1 視覚障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
鷺見 泉	眼科	平成31年1月9日	すみ眼科・整形外科	目黒区五本木2-6-14

2 腎臓機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
葛原 敬八郎	泌尿器科	平成30年12月14日	医療法人社団関川会関川病院	荒川区西日暮里1-4-1

3 ぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
西村 和彦	外科	平成30年10月31日	公益財団法人東京都保健医療公社東部地域病院	葛飾区亀有5-14-1

第3 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で死亡した医師

1 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害及びそしゃく機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	死亡年月日	医療機関	所在地
木田 亮紀	耳鼻咽喉科	平成24年3月22日	中村橋耳鼻咽喉科クリニック	練馬区貫井1-7-28 高山ビル2階

2 肢体不自由の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	死亡年月日	医療機関	所在地
村上 秀樹	脳神経外科	平成30年12月3日	稲城市立病院	稲城市大丸1171

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
郵便番号  
163-8001  
定価

本号  
一箇月  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
郵便番号  
113-0001

